

三労雇均発0824第1号  
令和2年8月24日



関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長

### 10月の年次有給休暇取得促進期間に係る協力依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、平成30年に52.4%と、前年の51.1%より上昇しているものの、依然として、政府目標である70%とは大きな乖離があります。

年休の取得促進については「ニッポン一億総活プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、また、労働基準法の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、労働者の様々な事業に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※1）の導入や、計画的な業務運営に資する年休の計画的付与制度（※2）の導入が効果的です。

このため、厚生労働省では、年休の取得促進の気運を醸成するための集中的な取組み期間である10月の「年次有給休暇取得促進期間」において、年休の計画的付与制度等の導入促進を図る為、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴団体におかれましても、この趣旨をご理解の上、同封するリーフレット等による周知や、別添の「掲載文例」を参考に貴団体の広報紙またはホームページへ掲載していただく等の方法により、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、時間単位の年休制度の導入等、労働時間の縮減や年休の取得促進に向けた県境整備に取り組む中小企業事業主を支援するための「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」についても、併せて周知にご協力お願いいたします。

なお、掲載文例やリーフレット等の電子データが必要な場合には、下記担当までご連絡ください。

また、本件について、広報誌・HP等へ掲載されました際は、参考までに下記担当あてご連絡いただければ、幸いに存じます。

(参考)

【10月の「年次有給休暇取得促進期間」について】

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト (※9月上旬更新予定)

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/)

【働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)について】

○厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

(※1) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

(※2) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が4.7ポイント高くなっています。

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

電話059-226-2110

担当：笹本・杉山